

退職所得にかかる市県民税特別徴収税額納入内訳書

記載例

上天草市長様	事業所名	所在地 (住所)	熊本県上天草市龍ヶ岳町1412番地										指定番号	8000000					
	名称 (氏名)	龍ヶ岳株式会社										担当者	課	経理課					
令和6年6月5日提出	法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	氏名	龍ヶ岳 花子		
																電話	(0969) 62 - 1111		

令和 6 月 3 月分	令和 6 年 6 月 10 日納入	人員	1 人	納入金額	66,000 円
-------------	-------------------	----	-----	------	----------

◎退職所得等の支払を受ける者の内訳

住所又は居所	熊本県上天草市姫戸町姫浦3384番地5	<ol style="list-style-type: none"> 1 退職所得控除額③の求め方 <ul style="list-style-type: none"> a 勤続年数②が20年以下の場合 40万円×勤続年数② (80万円に満たないときは、80万円) b 勤続年数②が20年を超える場合 80万円+70万円×(勤続年数②-20年) ※退職手当等の支払を受ける人が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記 a 又は b の金額に100万円を加算した額が控除されます。 2 退職所得控除後の金額④の求め方 退職手当等の支払額① (収入金額) - 退職所得控除額③ 3 退職所得の計算 退職所得控除後の金額④×1/2(※) 1,000円未満は切り捨てます。 (※) 勤続年数が5年以内の法人役員等 (法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員が対象) については、1/2を乗じる措置は廃止となりました。 (※) 退職手当等が「短期退職手当等(※1)」に該当する場合で、退職金の収入額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税の適用から除外されます。 (※1) 短期退職手当等…短期勤続年数(※2)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの。 (※2) 短期勤続年数…役員等以外のものとして勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。 4 特別徴収税額⑤⑥の求め方 3で求めた退職所得に税率(市町村民税6%、道府県民税4%)を適用して計算します。計算結果に100円未満の端数がある場合は、それぞれ切り捨てます。
退職した年の1月1日現在の住所	上天草市 姫戸町姫浦3384番地5	
氏名	上天草 三郎	
生年月日	(T・S)H 37 . 3 . 1)	
退職手当等の支払額	① 14,223,632 円	
退職所得控除の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	自平成8年4月1日 至令和6年3月31日 勤続年数 ② 27 年 (勤続年数:1年未満は切り上げ)	
退職所得控除	③ 12,900,000 円	
退職所得控除後の金額	④ 1,323,000 円	
特別徴収税額	市民税額	⑤ 39,600 円
	県民税額	⑥ 26,400 円
	合計	⑦ 66,000 円